

仕 様 書

- 1 委託業務の名称 平成30年度浜松市北区内除草業務
- 2 委託業務の場所 浜松市北区地内の区振興課が所管する市有地
合計20,100㎡
- 3 委託契約期間 平成30年5月1日から平成30年12月28日まで
- 4 業務の内容 別紙「業務明細書」および「年間予定表」による。
- 5 業務予定表の提出
業務を施行するにあたっては、あらかじめ「業務計画書」を区振興課へ提出し、承諾を受けること。ただし、年間を通じて日常的な業務については、予定表を省略してもよい。
- 6 業務完了報告書の提出
別紙「業務明細書」による一定の業務を完了したときは、業務完了報告書を区振興課へ提出すること。
- 7 業務責任者の届出
 - (1) 業務を実施するにあたり、区振興課へ業務責任者を届出する。
 - (2) 業務責任者は、全ての従事者の指揮・監督をし、業務の管理を行う。
 - (3) 業務責任者又は全ての従事者に法的な技術的資格等を必要とする場合は、その有する資格を区振興課へ届出するものとする。
 - (4) 前記(3)について、全ての従事者についても、これを準用する。
 - (5) 業務場所の保安上、責任者は全ての従事者数を業務の都度、区振興課へ届出する。
この場合、業務が連続して2日以上に渡るときは、区振興課の了解のもとに一定期間毎まとめて届出できるものとする。
- 8 関係法令の遵守
業務の施行にあたっては、関係する法令を遵守すること。
- 9 損害の負担
業務に関連し、自己の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む）については、補償・負担をすること。
- 10 業務従事者の心得
業務に従事する者は、次の事項に十分留意すること。
 - (1) 業務の処理上知り得た秘密は、他人に漏らしてはならない。
 - (2) 粗暴な言動は、厳に慎むこと。
 - (3) 施設及び施設敷地内での拾得物があったときは、速やかに届出ること。
 - (4) 施設及び施設周辺での異常等に気づいた場合には、直ちに区振興課へ連絡すること。
 - (5) 業務中は、その所属する会社等の指定する制服・名札を着用するとともに、常に清潔な身だしなみとすること。

業務明細書

1 業務の対象は、浜松市北区地内の使用貸借又は賃貸借契約がされていない普通財産である市有地の一部について、環境保全上、適正な管理をするため除草作業等を行う。

2 業務内容等

① 業務日

平成30年5月1日～平成30年12月28日までの間で、業務ごとに委託者が定めた日。

② 業務の種類

次の業務種類ごとに、業務を行う。

草刈・剪定

伐採

集草・運搬・処分業務

③ 業務内容

草刈・剪定

前もって石、空き缶などの障害物を取り除き、通行人に危害を与えないよう、また、器物を損傷しないように注意すること。

肩掛け式草刈機などを使用し、樹木、株物等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないように均一に刈り込むこと。なお刈り高は、区振興課職員と協議すること。肩掛け式草刈機などによる除草が不適當又は危険な場所については、区振興課職員と相談のうえ、手刈りにより除草とすること。

枯れ枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを、樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除する。(枯れ枝,弱小枝,病虫害枝,傷害枝,危険枝,不要枝等)

伐採

作業中は通行人に危害を与えないよう、また、器物を損傷しないように注意すること。

通行に支障をあたえる樹木等を伐採すること。

なお、安全面を考慮し樹木等の伐採が可能かどうかの判断は、受託者に委ねるものとする。

集草・運搬・処分

刈り取った草、枝葉、樹木等は残さず集め、軽トラック等を使用してすみやかに運搬・処分するとともに刈り跡はきれいに清掃すること。